

## 地域ネットワークだより Vol.100

平成29年1月13日発行

### ●平成29年度予算「フラット35子育て支援型の創設」のご案内

機構に関連する平成29年度国土交通省予算のうち、地方公共団体の皆さまと関係の深い、「フラット35子育て支援型の創設」についてご案内します。

なお、機構関連の予算概要等の全体については別添①をご覧ください。

※記載内容は、平成29年度において実施を予定しているものです。

なお、平成29年度予算案については国会の議決を経て正式に成立することとなります。

#### フラット35子育て支援型の創設

別添①から抜粋

「希望出生率1.8」の実現に向け、子育て支援に積極的な地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて、住宅金融支援機構による住宅ローン（フラット35）の金利を引き下げることにより、子育て環境の整備を促進します。

##### (1) 事業要件

以下のすべての要件に適合する事業が対象となります。

- ① 事業を実施する地方公共団体において、計画・方針に基づき、保育の受け皿の整備等の子育て支援を積極的に実施していること。
- ② 地方公共団体において、住宅の建設・購入について、国費相当分以上の補助金等の財政支援を行うものであること。
- ③ 住宅金融支援機構が設置する有識者委員会において、事業内容が適切であると認められたものであること。

##### (2) 対象となる住宅

- ・若年子育て世帯による既存住宅の取得
- ・若年子育て世帯・親世帯等による同居・近居のための新築住宅・既存住宅の取得

※ 対象世帯や近居等の要件は、地方公共団体が、地域の実情を踏まえて設定します。

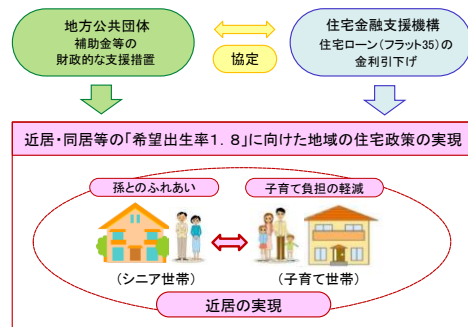
##### (3) 支援内容

フラット35のお借入金利から、当初5年間、年▲0.25%引下げ

※ 本事業には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了します。

制度の詳細につきましては、決まり次第、フラット35サイト（[www.flat35.com](http://www.flat35.com)）等でお知らせします。

(事業イメージ)



「フラット35子育て支援型の創設」について関心を持たれた地方公共団体さまにおかれましては、別添②「フラット35子育て支援型に係る住宅金融支援機構連携相談窓口」までお問い合わせください。

#### ■照会先

住宅金融支援機構 CS推進部  
 住宅技術情報室 技術情報グループ  
 担当 大迫・種子田  
 TEL : 03-5800-8162  
 FAX : 03-5800-8258

添付資料等については省略しています。ご希望の場合は照会先までご連絡ください。